

め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百四号半印勘合執照を給して正使麻加尼等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 麻加尼

副使二員 馬山魯 越都

通事二員 高賀 紅瑞

火長 梁瑞

管船直庫 陶魯

梢水共に二百十九名

正徳十年（一五一五）八月十二日

右の執照は正使麻加尼及び通事高賀等に付し、此れに准ぜしむ

む

進貢等の
事の爲にす 執照

1-42-14

琉球国中山王尚真の、栢古等を仏大泥国へ遣わす執照

（一五一六、九、一三）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の爲にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の爲に今、正使栢古・通事蔡樟等を遣わし、寿字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百八号半印勘合執照を給して正使栢古等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 栢古

副使二員 馬山魯 越都

通事二員 蔡樟 王英

火長 沈礼

管船直庫

梢水 二百三十八名

正徳十二年（一五一六）九月十三日

右の執照は正使栢占・通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

1-42-15

琉球国中山王尚真の、亜佳周等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五二七、九、一五）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と為す。此の為に今、正使亜佳周・通事梁傑等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十一号半印勘合執照を給して正使亜佳周・通事梁傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 亜佳周

副使二員 麻美子 馬五刺

通事二員 梁傑 高義

火長 紅芝

管船直庫 紐古

梢水共に百十二名

正徳十二年（一五一七）九月十五日

進貢等の
事の為にす 執照 右の執照は正使亜佳周・通事梁傑等に付し、
此れに准ぜしむ

1-42-16

琉球国中山王尚真の、麻美子等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五一八、九、一八）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と為す。此の為に今、正使麻美子・通事高義等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十六号半印勘合執照を給して正使麻美子・通事高義等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗